【 「山の都地域しごとセンター」が4月から移転します!

旧 NTT 矢部営業所跡(山都町下市)に設置している 「山の都地域しごとセンター」が4月に移転します。

「山の都地域しごとセンター」とは、山都町への移住に関することや、住まい探しなど、暮らしのあ

山都町

役場

平日(土・日祝祭日を除く)午前9時~午後5時

らゆる内容の総合相談窓口として平成27年に開設し、これまで多くの方の暮らしのお手伝いをしてき

今後は新たな事務所(上寺 1601 番地 4)で皆さまからの相談をお待ちしております。

山都 警察署

山の都地域しごとセンター ☎ 72-9111

◀ 税負担の不公平解消のため滞納処分(差し押さえ)を強化しています

町税は私たちが安心して健康な暮らしをするために、重要な役割を担っています。町税や国民健康保

納税者のうち 90%以上が、納期限までにきちんと納付している方です。長く続く厳しい社会情勢

の中、切り詰めた生活をしながらも、きちんと納税している方も多いと思われます。町ではこのよう

に納期限までに納付された方との公平性を守るためにも、納税に対して誠意の見られない滞納者に対

しては、財産調査を積極的に行います。そして、調査の結果判明した財産については、自宅の捜索や

預貯金・給与・生命保険などの債権を差し押さえて、滞納している町税などに充当する強制徴収対策

町税の納付は、納期内の自主納付が原則です。納期限を過ぎた場合は、督促状や催告書の発送など

災害や盗難、本人や家族の病気、事業の休廃止、失業などのやむを得ない事情や多重債務などによ

り町税の納期別の納付が困難な場合は、一人で悩んだり放置したりせずにお早めにご相談ください。

一括納付が難しい場合には、分割納付に応じることもできます。まずは納付できない理由をお聞かせ

税務住民課徴収係 ☎72-1128 または各支所税務住民係まで

に多額の経費がかかり、その経費も町税で負担することになります。今後も納期内納税にご協力をお

険税は、厳しい財政状況にある地方自治体にとって重要な財源です。公共サービスの充実と公平な税負

●青柳自動車 ●ユートピア

山の都地域しごとセンター案内図

川の都地域

ごとセンタ-

R218

担のためにも、滞納を放置することはできません。

問合せ先

◆きちんと納付された方のためにも

を実施しています。

願いします。

ください。

◆納期内納税にご協力ください

◆納税が困難な方はお早めにご相談を

問合せ先

といった事象が、 ろうとしたら、

ては、

駅前などで「○○人を国

出

と声を荒げて演説す

して、

「介助犬とともに飲食店に入

入店を拒否された」

かし、

チに

たち

へひとり

の不断の努力が

の解消を実現するには、

例えば、

障害のある人への差別と

直ちに差別の解消を約束するもの

ということです。

法律等を活

ここで大切なことは、

法の整備が

で

のと捉えることができます。おいて一定の高まりをもってき い社会悪とする認識が、 とともに、差別や人権侵害を許 こうした現存する差別に対する認知 を悪用した人権侵害など、 後を絶ちません。 う地区は部落 人権問題やインター た事象が 部落差別につ ます ます。 象 合わせ事象や差別落書 P また、 人権侵害は未だに 報告され このように全国 一連の法整備は (同和地区) いては、 現代社会に 性的マイ 状況の変 ネッ たも けな 11 か ま ことで、 的言動(ヘイトスピー 築くことを目指したものです。 え、互いに人権を尊重しあう社会を 生じさせることになりかねない差別 (はいせき) し、 言動の解消に向けた取り組みの推進 に関する法律 (本邦外出身者に対する不当な差別的 はいせき)し、不安や差別意識を特定の民族や国籍の人々を排斥

平成28年6月施行)

リティの

律平 (部落差別の解消の推進に関す ○部落差別解消推進法 成28年12月施行 る法

は、

今もなお、

さまざまな差別事象

これらの法律が施行された背景に 則がない)」にとどまっています

が起こっているからです。

います。

人権3法は、いずれも

「理念法(罰

が、

消法」(* の法律は、

いず

化も生じてい

れました。

「障害者差別解消法」「へ

に深くかかわる3つの法律が施行さ

各地で差別事 き等起きてい を尋ねる問い

6年

(平成28年)

に、

律をご存知です

か

?

トスピーチ解消法

人権に関する3

つの法

ると

また、

誰もが人

間として生き

7

V

くうえで

ました。

侵すこと

0)

できな

11

当然

0

権利

ともに、 部落差別に関する状況が変化 現在もなお部落差別が存在すると ット上への差別的な書き込みなど 情報化に伴ってイ ン タ

んな違う、それが良い」です。学校2年の折尾萌愛さんの作品

県子ども人権作品で選ばれた清和中

このポスターは、

(障害を理由とする差別

ることを踏まえ、

部落

は

差別

 \mathcal{O}

ŧ

されな

いものであると

実現を目指してい を求めてい に生きる、 に関する法律 障が などに対し、 の人らしさを認め合い 市町村や会社やお店などの事業 Oます。 安心して暮らせる社会の ある人もない 平成28年4月施行) 「合理的配慮の提供」 「不当な差別的取 ます。 0) ながら、 人も互い 都道府 の推進

たちにできること

目指しています

部落差別がない

社会の実現を

大切です。 したち一 かかわる身近な問題としてとら 人権尊重の社会の実現には、 気付き、 人権についてあらためて考える 人ひとりが人 法律の趣旨を正しく理解 まず 考え、 は施行された法律 行動することが 八権を自分自身
吴現には、わた



民族や国籍などの違いを超

チ

をなくす

清和中学校 2年 折尾 萌愛さんの作品

広報やまと 2020.3 月号

令和元年度熊本